

# 苫小牧市立明野中学校 部活動に係る活動方針

## 1 はじめに

本校では、部活動を通して、競技・種目のスキル向上のみではなく、困難を乗り越える力、節度ある人との接し方、基本的なマナーなどの社会性、を培っていくとともに、目標を持ちその達成のため自分らしく健全に生きていくことができる生徒の育成を目指します。こうした資質・能力を育むために、学校教育活動の一環として教育課程との連携を図るとともに、学校や地域の実態に即した活動を推進いたします。

本校においては、これまでも部活動を学校教育の一環として捉え、学校経営を支える教育活動として成果を上げてきました。

一方で、充実した活動を願うことに伴い、休養日が少なかったり、長時間にわたる活動を行ったりと、十分な休養をとれていないという課題がありました。

本校に限らず全国的なそうした現状課題を踏まえ、平成 25 年に文部科学省が「運動部活動での指導のガイドライン」（以下、指導のガイドライン）を、平成 30 年 3 月スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、総合的ガイドライン）を、平成 30 年 12 月に文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、文化部ガイドライン）を策定しました。それら総合的ガイドライン等を受け、北海道・北海道教育委員会が平成 31 年 1 月に「北海道の部活動の在り方に関する方針」（以下、道方針）を、苫小牧市教育委員会が令和元年 9 月に「苫小牧市部活動ガイドライン」（以下、市ガイドライン）を策定しました。

総合的ガイドラインにおいては、部活動の教育的意義を認めるとともに、教育課題の複雑化・多様化、教職員の多忙化、少子化等の今日的な課題に対応していくことの困難さも指摘し、部活動の在り方について見直すことを示しており、校長に対しても「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定することが求められています。

本校では、市ガイドラインに則り「部活動に係る活動方針」を定め、部活動の望むべき姿を明確にし、学校教育の一環として一層有意義な活動を目指してまいります。

## 2 学校教育における部活動の位置づけと意義

### （1）部活動の位置づけ

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により学校教育の一環として行われ、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。

同好の生徒が顧問（教員や指導員）の指導のもと、自主的に組織され、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツや芸術・文化の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験するためのものである。

また、部活動の様子を観察などをつうじて生徒の状況理解を高めることができるなど教育的意義も高い活動である。

## (2) 部活動の意義

部活動は、上枠に示したように、学校の教育課程での活動や取組と結びついて、学校教育が目指す資質・能力の育成を実現する役割の一端を担っているものとする。

- ・スポーツや芸術・文化及び科学等に親しむことを通してその楽しさを味わい、生涯わたって豊かな生活を継続する資質や能力を育てる。
- ・体力の向上や健康の増進を図る。
- ・協調性、連帯感、責任感などの涵養を図る。
- ・自主性を育み、自己肯定感を高め、努力による達成感をもたらす。
- ・異年齢の交流の中で、生徒相互が励まし協力する中で生徒同士が好ましい人間関係を構築することや、指導者と指導を通じて触れ合うことにより学級と異なる人間関係の形成につなげる。
- ・部活動の活動の様子を観察することを通して生徒の状況理解を深めることができる。

その意義をより効果的・合理的に取り組むためには、学校全体として教職員が部活動の意義をおさえた上で、部活動の指導・運営に係る体制を構築する必要がある。

## 3 適切な運営のための体制整備

### (1) 適切な運営のための体制整備

#### ① 活動方針の策定

校長は、「部活動に係る活動方針」(以下、活動方針)を策定する。活動方針については、学校だよりやホームページ等で公表し周知に努める。

#### ② 活動計画等の作成

部活動顧問等は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成する。

#### ③ 保護者への啓発

部活動顧問等は、年間及び月間の活動計画や活動全般及び大会出場等に要する経費等について、適宜資料を配付する等保護者や生徒の理解を得るようにするとともに、校長は、活動や費用が保護者等の過度な負担とならないよう指導する。

### (2) 合理的で効果的な活動の推進

#### ① 適切な部の設置

校長は、生徒や教師の数、指導内容の充実、生徒の活動場所や安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動が実施できるよう、適正な数の部を設置する。また、部活動顧問の決定にあたっては、学校運営全体を考慮し、可能な限り複数の顧問を配置するなど、学校全体として適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう考慮する。

## ② 合同による部活動

少子化に伴い、単一の学校では特定の競技や文化活動を行うことができない場合、教育課程との関連を勘案して、複数校の生徒による合同部活動を実施することを学校及び学校間並びに競技団体において検討してもよい。ただし、この場合練習場所への移動に伴う時間や安全確保等について事前に確認を行い、生徒や部活動顧問の負担とならないようにするとともに、単独校の部活動と同様の活動時間や休養日を設定することとする。

## ③ 生徒指導の観点の重要性

部活動の運営においては、生徒指導の視点に立った取組に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、各種委員会や会議等で交流する。

## ④ 適切な指導

校長及び部活動顧問は、「指導のガイドライン」や「総合的なガイドライン」、「文化部ガイドライン」、「道方針」、「市ガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理や事故防止に万全を期す。

運動部顧問は、スポーツ医学等の見地から、トレーニングに効果を高めるためには、休養を適切にとることが必要であることや、過度の練習はスポーツ障害や外傷のリスクを高めてしまうこと等について正しく理解して指導にあたる。

生涯にわたってスポーツや芸術・文化、科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションをよく取るとともに観察を行い、生徒がバーンアウトすることのないよう留意して活動させる。

また、発達個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識に基づいた活動を行うことが重要である。

## ⑤ 体罰やハラスメントの根絶

体罰は、学校教育法で禁止されており、絶対に許されないことである。部活動顧問は、生徒の人格を傷つける言動や体罰を厳しい指導として正当化することは決してあってはならず、校長は、全教職員に体罰根絶の指導を徹底する。

また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントによって生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないよう配慮する。

## (3) 適切な休養日等の設定

### ① 適切な活動時間等

部活動は、多くの教育的な意義があり、生徒の人間形成に大きく役立つものではあるが、生徒の教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるような活動時間や休養日等の設定が重要である。

## ② 活動時間設定

- ア) 原則、1日の活動時間は平日2時間、学校休業日は3時間とする。
- イ) 中体連等が主催する大会等の前日から起算して1ヶ月以内の期間の場合には、活動時間の上限（特例）の範囲内（次項目ウ）で活動することができる。この取扱をした場合でも、生徒の体調等を観察し、バランスのとれた生活を過ごせるよう十分留意する。なお、ここでいう参加大会については、中体連主催に限定しない。
- ウ) 【活動時間の上限（特例）】1日の活動時間は、平日では3時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、1週間の活動時間は長くても16時間程度とする。
- エ) 活動時間には、準備・片付け時間は含めなくて良い。
- オ) 合同チーム等の練習場所への移動時間は活動時間に含めなくて良い。ただし、長時間の移動を伴う場合などについては当日・別日の休養の設定について留意する。

## ③ 休養日設定

- ア) 原則、週2日以上（平日1日、土日1日以上）を設定した上で、1年を52週とし年間累計休業日を104日とする。
- イ) 学校閉庁日も休養日（9日）とし、合計113日を確保する。
- ウ) 大会やコンクール等の前日から起算した1ヶ月以内の期間の週末、または祝日やむを得ず活動を行う場合は、休養日を他の日に振り替える。
- エ) 長期休業中の休養日は、課業日の扱いに準ずるが、長期休業の趣旨を鑑み、部活動以外の多様な活動もできるようにある程度長期の休養期間を設けることが望ましい。
- オ) 道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、ノー部活動DAYとする。（令和2年度以降）

## ④ 非常変災等の対応

- ・上記①～③の扱いに関わらず、非常変災等における対応については、苫小牧市学校防災対応マニュアルを原則とする。

## ⑤ 参加する大会等

- ・生徒や部活動顧問の過度の負担とならないよう参加する大会やコンクール等を精査する。

## 4 部活動の充実に向けて

### （1）運営上指導上の留意事項

- ① 「指導のガイドライン」や各種競技・種目団体の作成する指導の手引き等を基に効果的・合理的な指導に努めるとともに、生徒に過大な肉体的負荷を課したり精神的負荷を与えたりするなどしての練習とならないよう配慮する必要がある。

② 会計の取扱いについては、学校の私費会計の取扱いの規定に基づき、徴収・執行する。諸帳簿等についても校内の規定に基づいた保管・運用を行う。

## (2) 保護者・地域との連携

校長は、部活動参観等、保護者に部活動を公開する場を設ける等により、保護者への部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

## (3) 障害のある生徒の部活動の充実

校長は、部活動を通じて、障害のある生徒と障害のない生徒が交流する場を設けるよう努める。

## 5 本指針の実施について

本指針は、令和 2 年度末までを試行期間とする。試行期間中に本指針の内容や各種様式について検討を行い、評価に基づいて改善を行い、令和 3 年度から完全実施とする。